



五支所地第 46 号
平成25年1月18日

五泉市住居表示審議会会長 様
阿部 律 雄

五泉市長 伊 藤 勝



村松地区住居表示整備事業について（諮問）

村松地区市街地における住居表示につきましては、現在「甲」番地及び「乙」番地で表示されており、また、番地に連続性がないなど、わかりにくいものとなっております。

つきましては、市民生活の向上と利便を図り、もって公共福祉の増進に資するため下記のとおり住居表示整備事業を実施いたしたく、五泉市住居表示審議会規則第2条の規定により、貴審議会のご意見を賜りたく、ここに諮問いたしますので、答申下さるようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 市街地の区域及び住居表示の実施方式について

・実施区域

別添図面のとおり

・実施方式

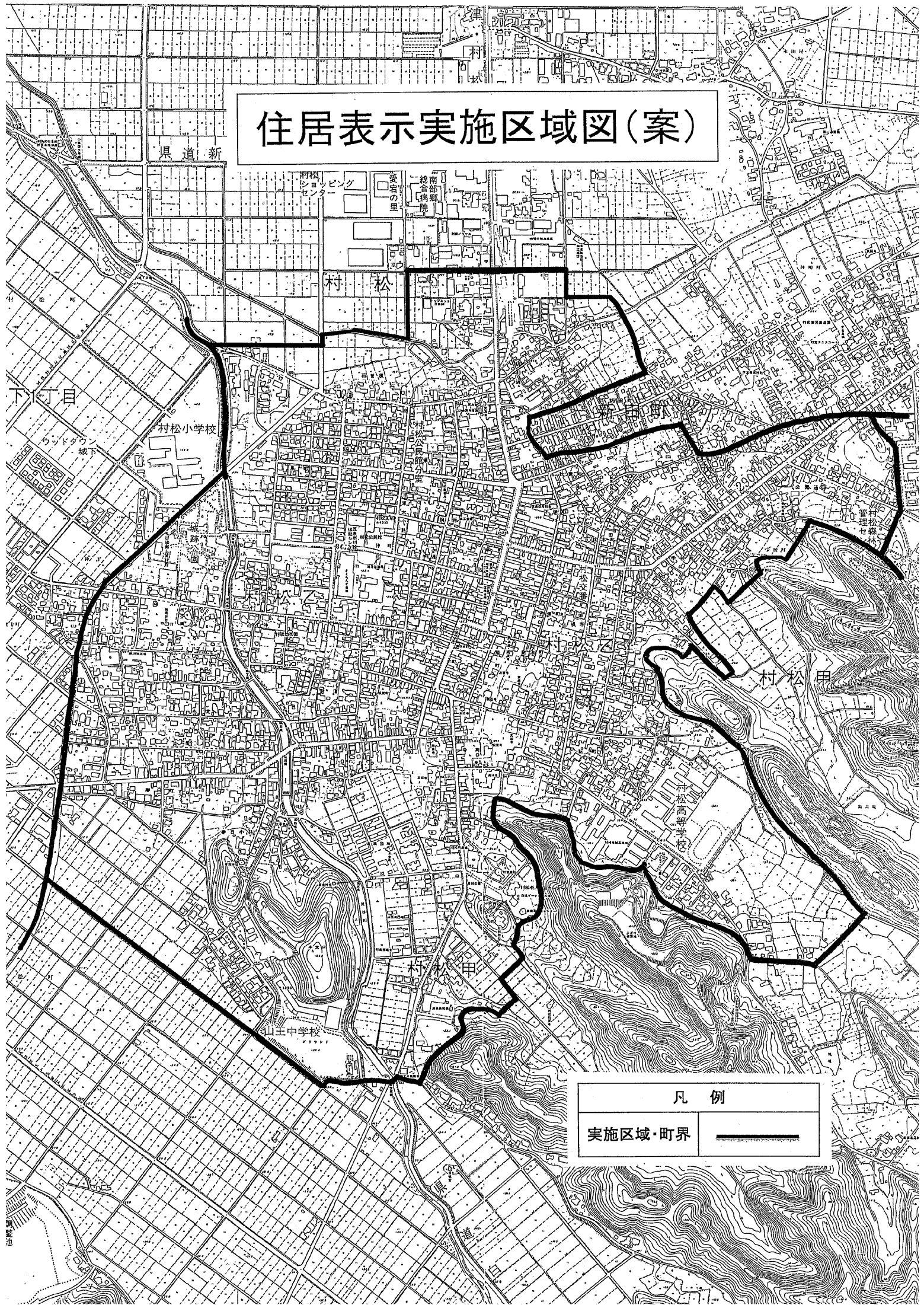
街区方式とする

2. 町割り及び町名について

・町割り及び町名

別添図面のとおり

住居表示実施区域図(案)

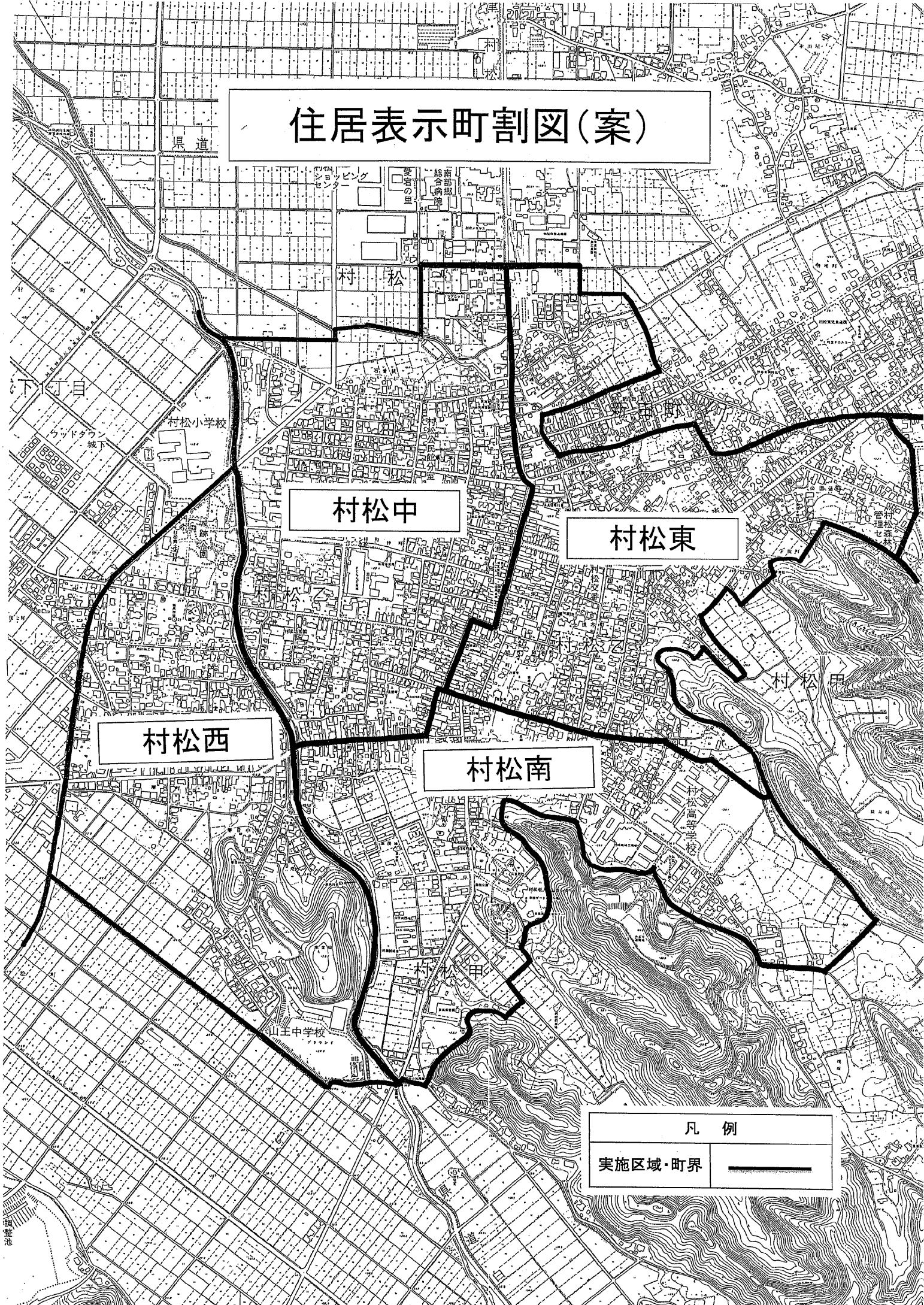


凡例

実施区域・町界



住居表示町割図(案)



村松中

村松東

村松西

村松南

凡例
実施区域・町界